１４　豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止に向けた提言

【ポイント】
○　アフリカ豚熱にも備え、農場の更なる飼養衛生管理向上に対する財政支援を充実すること。
○　豚熱ワクチンのより適切な接種方法について、引き続き検討するとともに、知事認定獣医師や登録飼養衛生管理者によるワクチン接種への財政支援を行うこと。
○　野生いのししにおける豚熱撲滅に向けた目標値・行程を明確化し、必要な予算を確保すること。
○　アフリカ豚熱に備え、水際対策の強化・徹底を図るとともに、万一の侵入に備えた初動体制を整備すること。

平成３０年９月、国内で２６年ぶりに発生した豚熱は、これまでに全国で９２事例が発生し、延べ約４０万頭の殺処分が行われた。

令和元年には豚へのワクチン接種が開始されたが、その後もワクチン接種を実施した農場で相次いで発生している。さらに野生いのししの感染は３７都府県で確認され、今なお全国に拡大している状況にあり、豚熱の終息に向けては、息の長い取組が必要である。

また、アフリカ豚熱が世界的に拡大しており、日本との往来の多い地域においても猛威を振るっていることから人・物の動きによる国内への侵入リスクが高くなっている。

家畜伝染病が一たびまん延すれば、我が国の畜産業及び関連産業に甚大な被害をもたらし、その再生には長い期間を要する。

こうした課題に対応するため、国においては、引き続き、国家レベルの危機管理事案として、豚熱の終息と産地の再生、アフリカ豚熱の国内侵入防止のため、次の事項について措置を講じることを強く求める。

１　早期終息に向けた発生原因の解明と飼養衛生管理等の更なる向上

（１）感染経路や発生原因の解明と一刻も早い豚熱の終息

豚熱・アフリカ豚熱ウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、豚熱の感染経路や発生原因を早急に解明し、必要に応じて対策の見直しを行うとともに、あらゆる手段を行使し、豚熱発生に係る事態を一刻も早く終息させること。

（２）飼養衛生管理を向上させるための財政支援の充実

アフリカ豚熱の脅威にも備え、農場における更なる飼養衛生管理の向上のた

め、消費・安全対策交付金等について、生産者団体の意向を踏まえた支援対象の拡充を図り、十分な関連予算確保のもと、財政支援を実施すること。

２　ワクチン接種のあり方

（１）より適切なワクチン接種時期等の検討

ワクチン接種を実施している農場での豚熱発生に鑑み、接種都府県が実施する免疫付与状況検査結果を踏まえた、より適切なワクチンの接種方法を、引き続き検討のうえ、提示すること。

（２）知事認定獣医師等によるワクチン接種への財政支援

知事認定獣医師や登録飼養衛生管理者による飼養豚へのワクチン接種については、防疫指針に基づくまん延防止のための接種であることから、都道府県や農家の負担が増加しないよう、家畜防疫員が行う家畜伝染病予防法第６条に基づく接種と同様に、国において必要な財政支援を行うこと。

（３）知事認定獣医師に関する補償制度の整備

知事認定獣医師が実施したワクチン接種により死亡した豚又は死産若しくは流産した豚の胎児について、家畜伝染病予防法第５８条の手当金と同等の取扱いとすること。

（４）国産マーカーワクチンの早期開発・実用化

国産マーカーワクチンの早期開発・実用化を進め、現行（非マーカー）ワクチンからの移行へ取り組むこと。

３　野生いのしし対策

（１）豚熱撲滅に向けた方針の策定

野生いのしし対策を重点的かつ効果的に推進するため、国において生息頭数や浸潤状況等のデータを解析し、豚熱撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための行程を示すこと。

（２）国主体による経口ワクチンの広域的な重点散布の計画及び実施

野生いのしし感染の全国的な拡大や再発を防ぐための経口ワクチンの広域的な重点散布エリアの設定や散布の実施等について、国が主体的に取り組むこと。

（３）豚熱撲滅に向けた関連予算の十分な確保

豚熱撲滅に向けた方針に基づき実施する経口ワクチン散布及び野生いのししの捕獲関連経費について、国が責任をもって十分な予算を措置すること。また、経

ロワクチンについては、予め年間の必要量を一括輸入するなど十分な量を確保すること。

（４）国産経口ワクチン実用化の加速

使用素材を工夫するなど国内での散布に適した国産経口ワクチンの実用化に向けた取組を加速するとともに、豚と同様にマーカーワクチンの開発を進めること。

（５）浸潤状況等に応じた経口ワクチン散布方針の提示

野生いのししにおける浸潤状況や抗体獲得状況が地域によって異なることから、経口ワクチン散布の目的や方法などについて、科学的な知見に基づき、これまでの有効性の評価や地域の現状を分析した上で散布方針を示すこと。

（６）野生いのししの検査拡充等への支援

野生いのししにおける豚熱撲滅には、全国的な捕獲強化と豚熱検査の拡充が必要であることから、都府県ごとの捕獲状況や課題を検証し、十分な財政支援を行うとともに、関係省庁が連携し、対応すること。

また、農場に野生いのししを近づけないための防除対策など、総合的な野生いのしし対策への支援を行うこと。

４　防疫措置への対応

（１）豚熱・アフリカ豚熱の発生時の備えに対する財政支援の充実

豚熱・アフリカ豚熱が発生した場合に速やかに防疫措置を実施するため、民間倉庫等を活用した資材の保管や供給体制の整備等についても、消費・安全対策交付金の支援対象とすること。

（２）防疫措置時の部分的殺処分の調査・研究

豚熱発生時の全頭殺処分は、生産者や都道府県の負担が大きいことから、ワクチン接種農場での部分的殺処分による防疫措置実施について、豚熱のまん延リスクにかかる科学的検討のほか、防疫措置の実施方法や農場及び関係事業者並びに市場への影響など、様々な観点から調査・研究・検証を進めること。

（３）大規模発生に対する財政支援の拡充

大規模農場での発生や複数事例の同時発生に係る防疫措置については、発生都道府県における負担が、さらに大きくなることから、防疫措置に関連する交付金の交付率を引き上げるなど、財政支援を拡充すること。

特に、防疫措置に従事した自治体職員の時間外手当や特殊勤務手当などの人件費は、家畜伝染病予防費負担金、消費・安全対策交付金及び特別交付税の対象外

となっていることから、対象経費を拡充し、国による十分な財政支援を行うこと。

（４）防疫措置に必要な資機材の供給体制強化

防疫措置時の資機材の不足に備え、国が窓口となった広域的・体系的な都道府県連携の仕組みを構築すること。

５　産地への再生支援の充実

（１）発生農家等の経営再開に向けた支援の充実

農場において豚熱又はアフリカ豚熱が発生した場合や、アフリカ豚熱による予防的殺処分を行った場合には、発生農家の休業が長期にわたり、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、無利子、保証料なしの融資制度の創設など、経営再建に向けた支援措置を充実すること。

（２）養豚関連事業者への支援の充実

地域の養豚生産を支えると畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少、出荷遅延による規格外の滞留豚処理に係るコスト増などに対する支援措置の充実、支援に係る稼働休止期間などの要件の緩和を行うこと。

６　水際対策、アフリカ豚熱への備え

（１）水際対策の一層の強化

アフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や違法に持ち込もうとする者の入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるとともに、検疫探知犬の不足を解消し、加えて、人の往来が増え、検査対象数が増加となった際にも対応できるよう地方の空港や港湾においても、検疫探知犬の更なる増頭と常時配置を促進し、違法畜産物の持ち込みや国際郵便を利用した輸入を確実に摘発する体制を整備するなど、一層の水際対策の強化、徹底を行うこと。

（２）アフリカ豚熱早期封じ込めのための必要資材の備蓄と連携体制の構築

アフリカ豚熱ウイルスの国内侵入を許し、野生いのししへの感染が判明した場合に備え、策定された基本方針に沿った円滑な初動体制を実現するため、国において、囲い込みや緊急の農場防疫等に必要な資材の備蓄の強化と人員の派遣など民間団体等も含めた連携体制の構築を進めること。加えて、野生いのししの死亡個体捜索は多くの労力を必要とするため、効果的に死亡個体を捜索できる探知犬の導入を検討すること。

（３）アフリカ豚熱の拡散防止に係る国民等への周知

アフリカ豚熱の国内侵入に備え、野外活動時の食品残さの持帰りや携行品に付着した土の除去・消毒の徹底など野生いのししへの伝播防止措置について、関係省庁や関係団体と連携し国民や海外からの観光客へ周知すること。

（４）アフリカ豚熱ワクチンの早期開発

農場や野生いのししにおける発生予防とまん延防止のため、アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

７　人材確保対策の強化

（１）獣医師の確保・育成への支援の充実

全国的に不足している産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において修学資金給付に係る十分な予算を確保するなど、支援策を充実すること。

（２）家畜防疫員の専門性等の向上

家畜防疫員の専門知識や技術力の向上を図るため、家畜伝染病の最新の学理及び診断技術等を学ぶ研修の充実及び病性鑑定研修会等の受入機会の拡充を行うこと。

８　地方財政措置の充実

（１）豚熱・アフリカ豚熱対策関連経費への地方財政措置

豚熱・アフリカ豚熱対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税措置を講じること。